

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
8	身体障害者手帳の交付に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

岐阜県の身体障害者手帳の交付に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

岐阜県知事

公表日

令和8年1月30日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	身体障害者手帳の交付に関する事務
②事務の概要	身体障害者福祉法に基づく、身体障害者手帳交付等事務を行う。 1. 新規交付申請に関する事務 2. 再交付申請に関する事務(障害程度の変更) 3. 再交付申請に関する事務(破損・紛失) 4. 氏名、居住地の変更に関する事務 5. 返還に関する事務
③システムの名称	中間サーバー、統合利用番号連携サーバー、住民基本台帳ネットワークシステム、身体障害者手帳システム
2. 特定個人情報ファイル名	
身体障害者手帳交付台帳	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項 別表20の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第11条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 14の項、18の項、20の項、25の項、37の項、42の項、48の項、49の項、53の項、75の項、76の項、77の項、80の項、81の項、91の項、92の項、108の項、113の項、124の項、125の項、141の項、144の項、155の項、161の項、163の項 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令 第16条第1号、第2号及び第4号、第20条第1号、第22条第1号、第2号、第4号、第6号及び第8号、第27条第2号、第39条第1号及び第2号、第44条第1号、第50条第4号、第51条第2号及び第7号、第55条第1号、第77条第1号及び第2号、第78条第1号、第79条第2号、第82条第1号及び第3号、第83条第1号、第2号、第4号、第5号、第6号及び第7号、第93条第1号及び第3号、第94条第1号、第110条第2~4号、第115条第1号及び第2号、第126条第1号、第127条第1号、第143号第1号、第2号及び第4号、第146条第1号、第2号、第5号、第6号及び第11号、第157条第5号及び第11号、第163条第1号、第165条第1号 【情報照会の根拠】なし
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部身体障害者更生相談所
②所属長の役職名	身体障害者更生相談所長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	個人情報窓口(岐阜県健康福祉部身体障害者更生相談所) 〒502-0854 岐阜市鷺山向井2563-18 TEL:058-231-9715

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先 岐阜県健康福祉部身体障害者更生相談所
〒502-0854 岐阜市鶴山向井2563-18
TEL:058-231-9715

9. 規則第9条第2項の適用

[]適用した

適用した理由

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<選択肢> [1万人以上10万人未満] 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年12月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年12月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<p><選択肢></p> <p>1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書</p> <p>2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。</p>
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
3. 特定個人情報の使用		
[目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か]	[十分である]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
[目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か]	[十分である]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
[権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か]	[十分である]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[○]委託しない
[委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か]	[十分である]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[○]提供・移転しない
[不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か]	[]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[○]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)
[目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か]	[]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
[不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か]	[十分である]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	---------------------	---

8. 人手を介在させる作業

[]人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、身体障害者手帳事務では、上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行い、廃棄に関してはシュレッダーなどを利用し外部に漏えいしないよう取扱い、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・申請書等に記載された個人情報及び本人情報のデータベースへの入力 ・特定個人情報の記載がある申請書等の保管 ・個人番号及び本人情報が記載された文書の廃棄

9. 監査

実施の有無	[<input checked="" type="radio"/>] 自己点検	[<input checked="" type="radio"/>] 内部監査	[] 外部監査
-------	---	---	---------------

10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
--------------	------------------------	---

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[]全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策		[7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
------------------	--	--

当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守し、必要最低限の取得及び利用と外部に漏えいしない対策を講じている。また、特定個人情報を含めた本人情報のデータベース入力、文書の保管及び廃棄の取扱いに関しては手作業が介在するが、複数人での確認を行うことや、廃棄に関してはシュレッダーなどを利用し外部に漏えいしないよう取扱うなど、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分に行っている。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年10月31日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	[情報提供] ・番号法第19条第7号 別表第二の16の項、27の項、28の項、31の項、54の項、55の	[情報提供] ・番号法第19条第7号 別表第二の10、14、16、20、27、28、31、54、55、56の2、5	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更に当たらないため。
平成29年10月31日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署	身体障害者更生相談所長 川口 祐司	身体障害者更生相談所長 伊藤 真治	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更に当たらないため。
平成29年10月31日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成28年3月31日時点	平成29年3月31日時点	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更に当たらないため。
平成29年10月31日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成28年4月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更に当たらないため。
平成30年4月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成29年3月31日時点	平成30年3月31日時点	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更に当たらないため。
平成30年4月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更に当たらないため。
平成31年4月1日	様式	平成30年5月 様式2	平成31年1月 様式2	事後	
平成31年4月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成30年3月31日時点	平成31年3月31日時点	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更に当たらないため。
平成31年4月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更に当たらないため。
令和2年4月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年3月31日時点	令和2年3月31日時点	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更に当たらないため。
令和2年4月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更に当たらないため。
令和3年4月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年3月31日時点	令和3年3月31日時点	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更に当たらないため。
令和3年4月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更に当たらないため。
令和3年9月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	[情報提供] ・番号法第19条第7号	[情報提供] ・番号法第19条第8号	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更に当たらないため。
令和4年4月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年3月31日時点	令和4年3月31日時点	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更に当たらないため。
令和4年4月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日時点	令和4年3月31日時点	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更に当たらないため。
令和5年4月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年3月31日時点	令和5年3月31日時点	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更に当たらないため。
令和6年4月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年3月31日時点	令和6年3月31日時点	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更に当たらないため。
令和6年4月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年3月31日時点	令和6年3月31日時点	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更に当たらないため。
令和6年10月1日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業		十分である	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更に当たらないため。
令和6年10月1日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策		8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更に当たらないため。
令和8年1月30日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	身体障害者手帳を必要とされた方に身体障害者福祉法に基づき、手帳の交付を行う。 1. 新規交付申請に関する事務 2. 再交付申請に関する事務 3. 氏名、居住地の変更に関する事務 4. 返還に関する事務	身体障害者福祉法に基づく、身体障害者手帳交付等事務を行う。 1. 新規交付申請に関する事務 2. 再交付申請に関する事務(障害程度の変更) 3. 再交付申請に関する事務(破損・紛失) 4. 氏名、居住地の変更に関する事務 5. 返還に関する事務	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更に当たらないため。
令和8年1月30日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイル名	身体障害者手帳情報ファイル	身体障害者手帳交付台帳	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更に当たらないため。
令和8年1月30日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)(以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第一の11の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第11条	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項 別表20の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第11条	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更に当たらないため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年1月30日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	[情報提供] ・番号法第19条第8号 別表第二の10、14、16、20、27、28、31、54、55、56の2、57、79、85の2、106、108及び116の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第9条、第11条、第12条、第14条、第20条、第21条、第22条、第28条、第29条、第30条、第31条、第42条、第43条の4、第53条、第55条及び第59条の2 [情報照会] ・なし	【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 14の項、18の項、20の項、25の項、37の項、42の項、48の項、49の項、53の項、75の項、76の項、77の項、80の項、81の項、91の項、92の項、108の項、113の項、124の項、125の項、141の項、144の項、155の項、161の項、163の項 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令 第16条第1号、第2号及び第4号、第20条第1号、第22条第1号、第2号、第4号、第6号及び第8号、第27条第2号、第39条第1号及び第2号、第44条第1号、第50条第4号、第51条第2号及び第7号、第55条第1号、第77条第1号及び第2号、第78条第1号、第79条第2号、第82条第1号及び第3号、第83条第1号、第2号、第4号、第5号、第6号及び第7号、第93条第1号及び第3号、第94条第1号、第110条第2～4号、第115条第1号及び第2号、第126条第1号、第127条第1号、第143号第1号、第2号及び第4号、第146条第1号、第2号、第5号、第6号及び第11号、第157条第5号及び第11号、第163条第1号、第165条第1号 【情報照会の根拠】なし	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更に当たらないため。
令和8年1月30日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和6年3月31日時点	令和7年12月1日時点	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更に当たらないため。
令和8年1月30日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和6年3月31日時点	令和7年12月1日時点	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更に当たらないため。
令和8年1月30日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策	8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策	7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更に当たらないため。